

# 投資信託説明書 (交付目論見書)

使用開始日 2025.2.8



NISA 対象

成長投資枠

※販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。

# MAXIS カーボン・エフィシエント日本株上場投信

追加型投信 / 国内 / 株式 / ETF / インデックス型

※ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

MAXIS専用サイト <https://maxis.am.mufg.jp/>

| 商品分類    |        |               |      |         | 属性区分   |      |        |                        |
|---------|--------|---------------|------|---------|--------|------|--------|------------------------|
| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産(収益の源泉) | 独立区分 | 補足分類    | 投資対象資産 | 決算頻度 | 投資対象地域 | 対象インデックス               |
| 追加型     | 国内     | 株式            | ETF  | インデックス型 | 株式 一般  | 年2回  | 日本     | S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数 |

※商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

- 本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。
- 本書には、約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載されています。
- ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認します。
- ファンドの財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。
- 請求目論見書は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。(請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようお願いいたします。)

この目論見書により行う「MAXISカーボン・エフィシエント日本株上場投信」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月7日に関東財務局長に提出しており、2025年2月8日に効力が生じております。

## 委託会社:三菱UFJアセットマネジメント株式会社

ファンドの運用の指図等を行います。

金融商品取引業者:関東財務局長(金商)第404号

設立年月日:1985年8月1日

資本金:20億円

運用投資信託財産の合計純資産総額

40兆8,368億円 (2024年11月29日現在)

ホームページアドレス

<https://www.am.mufg.jp/>

お客さま専用フリーダイヤル

0120-151034 (受付時間:営業日の9:00~17:00)

## 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

ファンドの財産の保管・管理等を行います。

◆当ファンドは「サステナブル・ファンド」です。サステナブル・ファンドとは、ファンドの投資判断プロセスにおいてESG要素を主要とし、環境や社会の課題解決・改善に寄与する企業等への投資を行い、お客さまの資産形成および持続可能な社会の実現に貢献するファンドとして、三菱UFJアセットマネジメントが定めたファンドをいいます。サステナブル・ファンドへの認定および除外は今後見直す場合があります。詳細については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

(<https://www.am.mufg.jp/corp/sustainability/sustainability.html>)

当ファンドの具体的な投資対象・投資手法等については、本書の特色をお読みください。

□ ESGとは、環境(**E**nvironment)、社会(**S**ocial)、ガバナンス(**G**overnance)の頭文字を取ったものです。

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

対象指数(S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数)に連動する投資成果をめざします。

## ファンドの特色

### 投資方針

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数に連動する成果をめざして運用を行います。

- ファンドの1口当たりの純資産額の変動率をS&P/JPX カーボン・エフィシエント指数の変動率に一致させることを目的として、対象指数に採用されている銘柄(採用予定の銘柄を含みます。)の株式のみに投資を行います。
- 個別銘柄の株数の比率は、対象指数における個別銘柄の時価総額構成比率から算出される株数の比率程度を維持することを原則とします。
- 対象指数との連動を維持するため、信託財産の構成を調整するための指図を行うこと、補完的に有価証券指数等先物取引等を行うことがあります。

### <S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数について>

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数とは、東証株価指数(TOPIX)に組み入れられている銘柄をユニバースとして、炭素効率性の高い(炭素排出量の少ない)企業のウェイトを高め、炭素効率性の低い(炭素排出量の多い)企業のウェイトを下げることにより、指数全体の炭素排出量の削減を目指す指数です。東証株価指数(TOPIX)と同程度の産業グループ構成比率を維持することにより、東証株価指数(TOPIX)との乖離を抑制します。

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数は、2009年3月20日の時価総額を100ポイントとして、S&P ダウ・ジョーンズ・インデックスおよび株式会社日本取引所グループが算出・公表しております。<sup>(注1)</sup>

算出対象銘柄数の増減や増資など市況変動によらない時価総額の増減が発生する場合は、その連続性を維持するため、基準時の時価総額(基準時価総額)を修正します。<sup>(注2)</sup>

(注1) 算出方法: 指数値 = 当日の時価総額 ÷ 基準時価総額 × 100

(注2) 基準時価総額の修正方法:

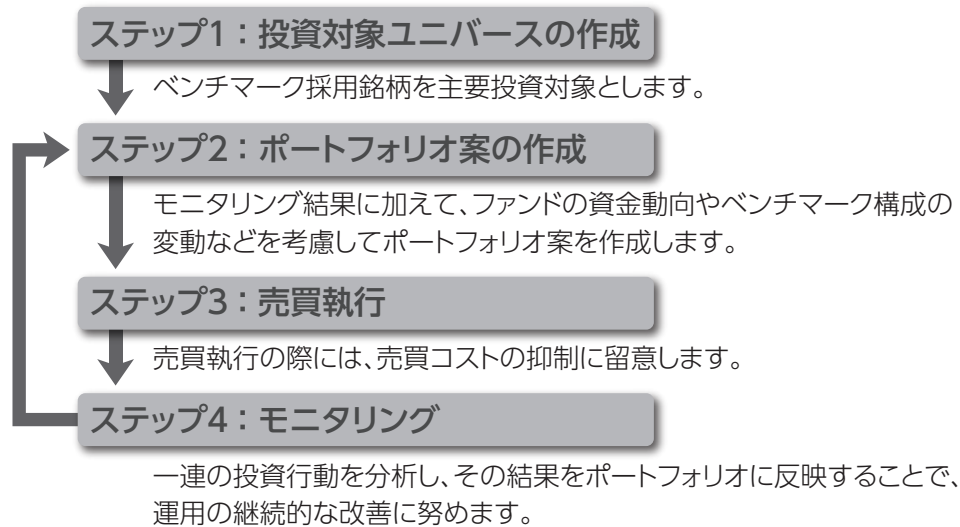
新・基準時価総額

= 旧・基準時価総額 × (修正日前営業日の時価総額 ± 修正額) ÷ 修正日前営業日の時価総額

### ■「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」をファンドの連動対象指数とした理由

S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数は、日本株の値動きを示す代表的な株価指数である東証株価指数(TOPIX)の構成銘柄を投資ユニバースとし、炭素効率性の高い(売上高当たり炭素排出量の少ない)銘柄の組入比率を高めつつ、東証株価指数(TOPIX)の業種等から大きな偏りがないよう調整されています。株式市場全体の値動きを概ねとらえつつ、気候変動リスクの抑制を期待する投資家に相応しいファンドの連動対象指数として選定しました。

## <運用プロセスのイメージ>



❗ 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。

📄 委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。  
([https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/fm.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/fm.html))

### ■委託会社のスチュワードシップ方針

委託会社はお客さまから委託された資産の運用を行う立場として、投資先企業が株主利益を考慮して企業価値の向上や持続的な成長を果たすことに資するため、気候変動や人権・ダイバーシティ、ガバナンス体制などの投資先企業におけるESG課題を重視し、企業との「目的を持った対話」や明確な方針のもとでの議決権行使などのスチュワードシップ活動を実施します。

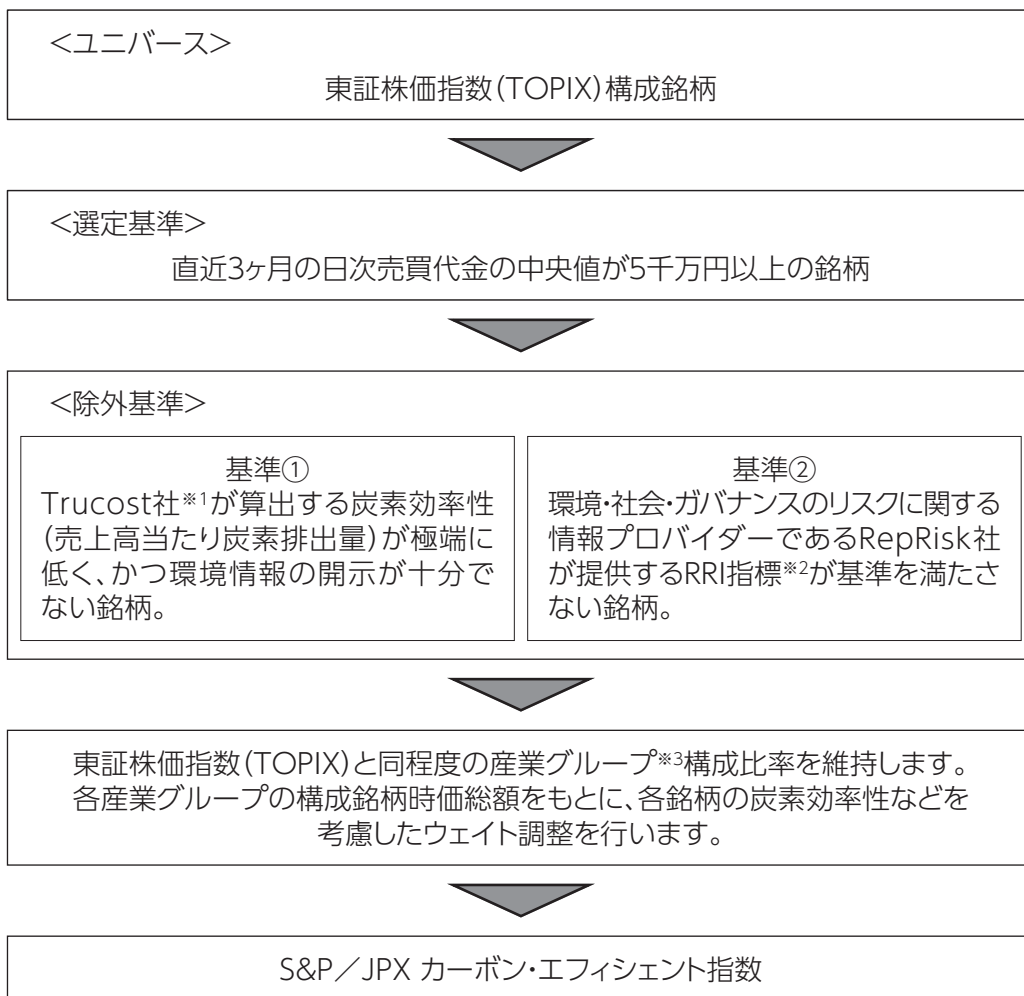
(ご参考)

委託会社のスチュワードシップ活動

[https://www.am.mufg.jp/investment\\_policy/responsible\\_stewardshipcode.html](https://www.am.mufg.jp/investment_policy/responsible_stewardshipcode.html)

## 「S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数」について

### ■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数の構築プロセス

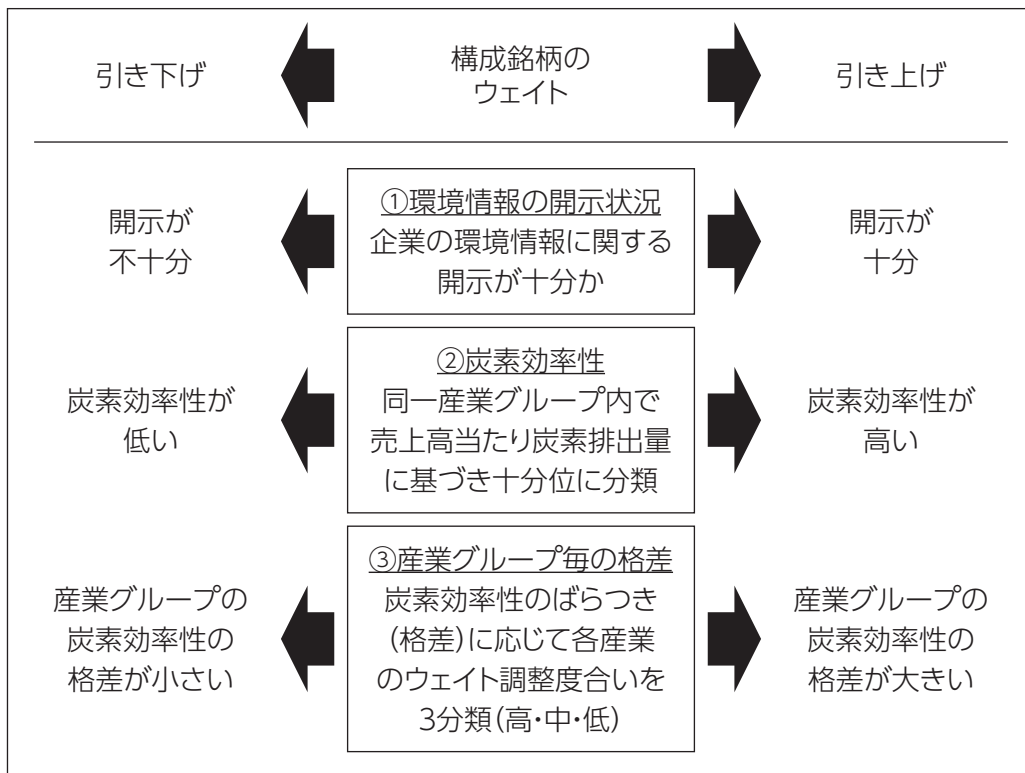


※1 Trucost社はS&Pグローバルの一部門として、炭素排出量など企業全般の環境に関するデータ提供、および気候変動などのESGに関連するリスクの評価・分析等のサービスを提供しています。

※2 RRI指標とは、ESGに関連する幅広い問題(経済的な犯罪、汚職、詐欺、違法な商慣行、人権問題、労働争議、職場の安全性、事故、環境災害など)に関して企業のリスクを分析し指標化したものです。

※3 産業グループは、S&P社が提供する世界産業分類基準(GICS®)に基づいて定められています。

## ■S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数構成銘柄のウェイト調整の考え方



※S&P社及びJPX社の資料を基に三菱UFJアセットマネジメントが作成

- S&P／JPX カーボン・エフィシエント指数への構成銘柄追加は会社分割を除いて原則毎年のリバランス時のみとなります。また、指数の構成銘柄は、買収、合併、上場廃止、破産、無期限の取引停止の後、または東証株価指数(TOPIX)から除外された場合に、指数から除外されることがあります。
- 各企業の売上高当たり炭素排出量は、各企業の会計年度末から約8ヶ月後に毎年調査されるほか、コーポレート・イベント(合併・買収、会社分割など)や基本データ修正後も必要に応じて更新され、次回の年間リバランス時に適用されます。

※指数構築プロセスやウェイト調整の方法については、今後変更される可能性があります。

## ■上場投信の仕組み

ファンドは投資信託及び投資法人に関する法律により定められる投資信託ですが、以下の点で通常の投資信託とは異なる商品性を持っています。

### 受益権が上場されます。

ファンドの受益権は、下記の金融商品取引所で上場され、株式と同様に、市場価格で売買することができます。

金融商品取引所における売買単位は1口単位です。

取引方法は、原則として株式と同様です。売買手数料等につきましては、お取引される第一種金融商品取引業者にお問い合わせください。

<金融商品取引所>

・東京証券取引所(2020年2月6日に新規上場)

### 取得申込みは株式によって行われます。

金融商品取引所における買付けのほか、株式による取得申込み(追加設定)を行うことができます。

委託会社は、あらかじめ取得申込みに必要な株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

取得申込者はこれらの株式を提供することで、引換えに受益権を取得することができます。

なお、所定の条件に該当する場合を除き、金銭による取得申込みを行うことはできません。

### 受益権と引換えに株式を交付(交換)します。

一定口数以上の受益権を保有する受益者は、それに相当する信託財産中の株式と交換することができます。

委託会社は、あらかじめ交換できる株式の銘柄およびそれぞれの株数を指定します。

なお、通常の投資信託における換金手続きの「解約請求」は、ファンドでは行うことができません。

換金は、原則として金融商品取引所を通じての売却となります。

## ■主な投資制限

- ・株式への投資割合に制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ・有価証券先物取引等を行うことができます。
- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを減じる目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

### 分配方針

#### 年2回の決算時に分配を行います。

- 年2回の決算時(5・11月の各10日)に分配を行います。
- 分配金額は、経費等控除後の配当等収益の全額を原則とします。
- 分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

## ●「MAXIS(マクシス)」の由来

「MAXIS(マクシス)」は三菱UFJアセットマネジメントが運用するETF(上場投資信託)シリーズの統一ブランドです。このブランドには、「最高(MAX)の品質」と「お客さまの投資の中心軸(Axis)」をめざすという三菱UFJアセットマネジメントの思いが込められています。

### 「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」の著作権等について

「S&P/JPX カーボン・エフィシエント指数」(「当指数」)は、S&P Dow Jones Indices LLCまたはその関連会社(以下「SPDJ」)ならびに株式会社JPX総研(以下、「JPX総研」)および株式会社日本取引所グループ(以下「JPX」)の商品であり、これを利用するライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社に付与されています。Standard & Poor's®およびS&P®は、Standard & Poor's Financial Services LLC(以下「S&P」)の登録商標で、Dow Jones®は、Dow Jones Trademark Holdings LLC(以下「Dow Jones」)の登録商標です。また、JPX®はJPX、TOPIXはJPX総研の商標です。これらの商標を利用するライセンスがSPDJに、特定目的での利用を許諾するサブライセンスが三菱UFJアセットマネジメント株式会社にそれぞれ付与されています。指数に直接投資することはできません。

ファンドは、SPDJ、Dow Jones、S&P、それらの各関連会社(総称して「S&P Dow Jones Indices」)、JPX総研またはJPXによって支援、保証、販売、または販売促進されているものではありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの所有者またはいかなる一般人に対して、株式全般または具体的にファンドへの投資の妥当性、あるいは全般的な市場のパフォーマンスを追跡する当指数の能力に関して、明示または黙示を問わず、いかなる表明または保証もしません。指数の過去のパフォーマンスは、将来の成績を示唆または保証するものでもありません。当指数に関して、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間にある唯一の関係は、当指数とS&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXの特定の商標、サービスマーク、および商標名のライセンス供与です。当指数は三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドに関係なく、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXによって決定、構成、計算されます。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数の決定、構成または計算において三菱UFJアセットマネジメント株式会社またはファンドの所有者のニーズを考慮する義務を負いません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXのいずれも、ファンドの価格および数量、またはファンドの発行または販売のタイミングの決定、もしくは場合によってはファンドが将来換金、譲渡、または償還される計算式の決定または計算に関して、責任を負わず、またこれに関与したこともありません。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、ファンドの管理、マーケティング、または取引に関して、いかなる義務または責任も負いません。当指数に基づく投資商品が、指数のパフォーマンスを正確に追跡する、またはプラスの投資収益率を提供する保証はありません。S&P Dow Jones Indices LLCは投資または税務の顧問会社ではありません。免税証券のポートフォリオへの影響や特定の投資決断の税効果の評価は、税務顧問会社に相談してください。指数に証券が含まれることは、S&P Dow Jones Indicesがかかる証券の売り、買い、またはホルードの推奨を意味するものではなく、投資アドバイスとして見なしてはなりません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、当指数またはその関連データ、あるいは口頭または書面の通信(電子通信も含む)を含むがこれに限定されないあらゆる通信について、その妥当性、正確性、適時性、または完全性を保証しません。

S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、これに含まれる過誤、遺漏または中断に対して、いかなる義務または責任も負わないものとします。S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、明示的または黙示的を問わず、いかなる保証もせず、商品性、特定の目的または使用への適合性、もしくは当指数を使用することによって、またはそれに関連するデータに関して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社、ファンドの所有者、またはその他の人物や組織が得られる結果について、一切の保証を明示的に否認します。上記を制限することなく、いかなる場合においても、S&P Dow Jones Indices、JPX総研またはJPXは、利益の逸失、営業損失、時間または信用の喪失を含むがこれらに限定されない、間接的、特別、懲罰的、または派生的損害に対して、たとえその可能性について知らされていたとしても、契約の記述、不法行為、または厳格責任の有無を問わず、一切の責任を負わないものとします。S&P Dow Jones Indicesのライセンサーを除き、S&P Dow Jones Indicesと三菱UFJアセットマネジメント株式会社との間の契約または取り決めの第三者受益者は存在しません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。





# 投資リスク

## ■基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

### 価格変動 リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、ファンドはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

### 信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

### 流動性 リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

## ■その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリングオフ）の適用はありません。
- サステナブル・ファンドでは、投資対象銘柄の選択にESG評価を用いているため、ESG評価に基づく銘柄組入れおよび除外基準により、ファンドの主要投資対象市場全体の動きとファンドの基準価額の動きが大きく異なる場合があります。また投資機会や投資対象となる銘柄が制限される場合があります。
- 有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、ファンドが損失を被る可能性があります。
- ファンドは、交換時期に制限がありますのでご注意ください。
- ファンドは金融商品取引所に上場され取引が行われますが、金融商品取引所における市場価格はファンドの需給などによって決まり、時間とともに変化します。このため、ファンドの市場価格は基準価額に必ずしも一致せず、またその差異の程度については予測できません。
- コンピューター関係の不慮の出来事に起因する取引上のリスクやシステム上のリスクが生じる可能性があります。

## ■リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

## ■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

### ● ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移

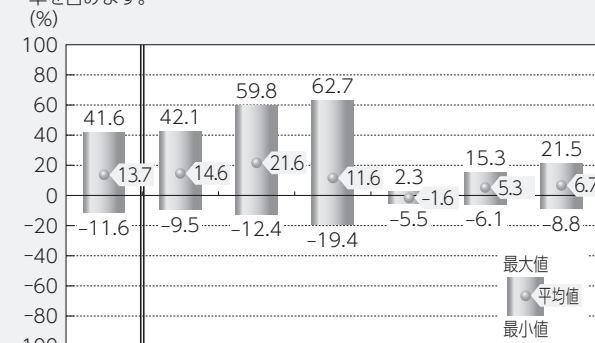
ファンドの年間騰落率は、2021年2月～2024年11月です。  
ベンチマークの年間騰落率は、2019年12月～2021年1月です。  
基準価額(分配金再投資)は、2020年2月末～2024年11月末です。



### ● ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

(2019年12月末～2024年11月末)

ファンドの年間騰落率はベンチマーク(2021年1月以前)の年間騰落率を含みます。



注) 全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ベンチマークの年間騰落率は参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

## 代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指数名                           | 注記等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-------|-------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 日本株   | 東証株価指数(TOPIX)<br>(配当込み)       | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標準又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。                                                                               |
| 先進国株  | MSCIコクサイ・インデックス<br>(配当込み)     | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                               |
| 新興国株  | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。                                                                                                                                                                                                    |
| 日本国債  | NOMURA-BPI(国債)                | NOMURA-BPI(国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。                                                                                                     |
| 先進国債  | FTSE世界国債インデックス<br>(除く日本)      | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債  | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド   | JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当該指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。                                                                                                                                      |

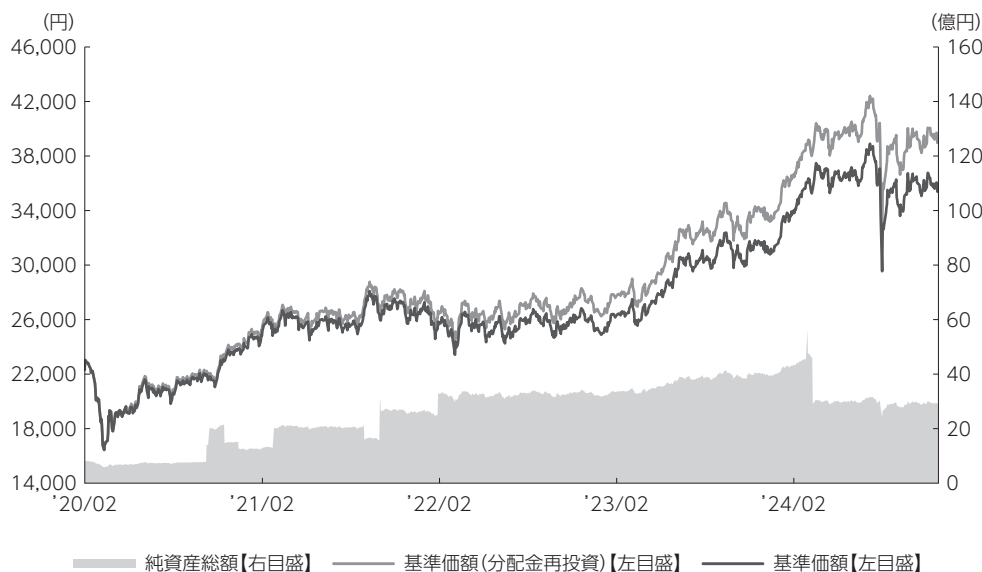
(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。



# 運用実績

2024年11月29日現在

## ■基準価額・純資産の推移 2020年2月5日(設定日)～2024年11月29日



- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は22,316(当初元本1口当たり)を起点として表示
- 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

## ■基準価額・純資産

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 35,571円 |
| 純資産総額 | 29.1億円  |

●純資産総額は表示桁未満切捨て

## ■分配の推移

|          |        |
|----------|--------|
| 2024年11月 | 370円   |
| 2024年5月  | 406円   |
| 2023年11月 | 312円   |
| 2023年5月  | 334円   |
| 2022年11月 | 291円   |
| 2022年5月  | 303円   |
| 設定来累計    | 2,708円 |

●分配金は1口当たり、税引前

## ■主要な資産の状況

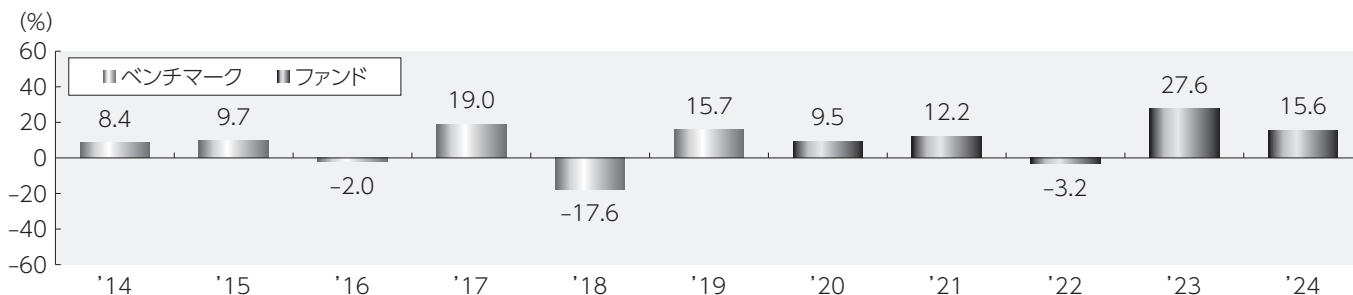
| 組入上位業種   | 比率    |
|----------|-------|
| 1 電気機器   | 17.3% |
| 2 銀行業    | 8.3%  |
| 3 輸送用機器  | 7.9%  |
| 4 情報・通信業 | 7.7%  |
| 5 卸売業    | 6.3%  |
| 6 機械     | 5.7%  |
| 7 化学     | 5.6%  |
| 8 サービス業  | 5.3%  |
| 9 小売業    | 4.6%  |
| 10 医薬品   | 4.3%  |

| 組入上位銘柄              | 業種     | 比率   |
|---------------------|--------|------|
| 1 トヨタ自動車            | 輸送用機器  | 5.2% |
| 2 ソニーグループ           | 電気機器   | 3.0% |
| 3 三菱UFJフィナンシャル・グループ | 銀行業    | 2.8% |
| 4 リクルートホールディングス     | サービス業  | 2.4% |
| 5 日立製作所             | 電気機器   | 2.3% |
| 6 三井住友フィナンシャルグループ   | 銀行業    | 1.9% |
| 7 キーエンス             | 電気機器   | 1.8% |
| 8 東京エレクトロン          | 電気機器   | 1.5% |
| 9 東京海上ホールディングス      | 保険業    | 1.5% |
| 10 日本電信電話           | 情報・通信業 | 1.3% |

| その他資産の状況      | 比率   |
|---------------|------|
| 株価指数先物取引 (買建) | 1.8% |

- 各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- 国内株式の業種は、東京証券取引所の33業種分類によるもの

## ■年間収益率の推移



- 収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- 2020年は設定日から年末までの、2024年は年初から11月29日までの収益率を表示
- 2019年以前は対象指数(ベンチマーク)の年間収益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。  
 ベンチマークはあくまで参考情報であり、ファンドの運用実績ではありません。  
 運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。



# 手続・手数料等

## お申込みメモ

|           |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|-----------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取得単位等     | <p>1ユニット以上1ユニット単位</p> <p>委託会社は、取得申込受付日の2営業日前までに、取得申込受付日に適用される現物株式のポートフォリオ(「ユニット」といいます。)の銘柄および数量を申込ユニット数に応じて決定し、販売会社に提示します。(申込みに係る口数は、委託会社が定めるものとし、1口の整数倍とします。)</p> <p>申込ユニットの評価額が、取得申込口数に受益権の価額をかけた額に満たない場合は、その差額に相当する金額について金銭を充当するものとします。また、申込ユニットに、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日またはその前営業日に取得の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、当該配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うことができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 取得価額      | <p>取得申込受付日の基準価額</p> <p>※基準価額は1口当たりで表示されます。基準価額は委託会社の照会先でご確認ください。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 払込期日      | 販売会社の定める期日までに販売会社指定の方法でお引渡しください。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |
| 当初元本      | 1口当たり22,316円                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 交換単位等     | <p>委託会社が定める一定口数</p> <p>受益者が取得できる個別銘柄の有価証券に、その配当落ちまたは権利落ち後、当該配当を受けまたは当該権利を取得することができる者が確定する日に交換の申込みに応じて受益権の受渡しが行われることとなる有価証券(「配当落ち銘柄等」といいます。)が含まれる場合は、委託会社は、交換に係る有価証券のうち当該配当落ち銘柄等の株式に相当する部分について、当該株式の個別銘柄時価総額に相当する金銭の交付をもって交換するよう指図することができます。</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 交換価額      | 交換申込受付日の基準価額                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 交換有価証券の交付 | 原則として、交換申込受付日から起算して3営業日目から、受益者への交換有価証券の交付に際しては振替機関等の口座に交換申込みを行った受益者に係る有価証券の増加の記載または記録が行われ、金銭の交付については販売会社の営業所等において行われます。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| 申込不可日     | <p>取得・交換申込受付日が次のいずれかに該当する場合は、取得・交換はできません。</p> <p>&lt;取得&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日から起算して2営業日以内</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日</li> <li>4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p>&lt;交換&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 対象指数の構成銘柄の配当落日および権利落日の各々前営業日</li> <li>2. 対象指数の銘柄変更実施日および指数用株式数変更実施日の各々前々営業日から起算して3営業日以内</li> <li>3. 対象指数の構成銘柄の株式移転および合併等による当該銘柄の上場廃止日から、当該移転および当該合併等に伴う新規銘柄の対象指数への採用日および存続銘柄の指数用株式数変更日の前営業日までの間</li> <li>4. 決算日の3営業日前から起算して3営業日以内(ただし、決算日が休業日の場合は、当該決算日の4営業日前から起算して4営業日以内)</li> <li>5. ファンドが終了することとなる場合において、償還日の直前5営業日間</li> <li>6. 委託会社が、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合その他やむを得ない事情があると認めるとき</li> </ol> <p>なお、委託会社は、1.～6.に定める日の取得・交換のお申込みであっても、信託財産の状況、資金動向、市況動向等を鑑み、信託財産に及ぼす影響が軽微である等と判断される期日および期間におけるお申込みについては受け付けることができます。</p> |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 申込締切時間            | 原則として、午後3時30分までに販売会社が受付けたものを当日の申込分とします。<br>なお、販売会社によっては異なる場合があります。                                                                                                                                                                                                   |
| 取得の申込期間           | 2025年2月8日から2026年2月9日まで<br>※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新される予定です。                                                                                                                                                                                                |
| 取得・交換制限           | 委託会社は、発行会社等による大口の取得・交換のお申込みに対し、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたすおそれがあると判断した場合には、制限を設けることがあります。                                                                                                                                                                                    |
| 取得・交換申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、運用の基本方針に沿った運用に支障をきたす恐れがあると判断した場合その他やむを得ない事情があるときは、取得・交換のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受付けた取得・交換のお申込みの受付を取消すことがあります。<br>また、信託金の限度額に達しない場合でも、ファンドの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、取得申込みの受付を中止することがあります。                                    |
| 買取り               | 販売会社は、次に該当する場合には受益権を買取ります。ただし、2.の場合は、償還日の2営業日前までとします。<br>1. 交換により生じた取引所売買単位未満の振替受益権<br>2. 受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止になったとき<br>受益権の買取価額は、買取請求の受付日の基準価額とします。<br>なお、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の買取りを停止すること、およびすでに受付けた受益権の買取りを取消すことがあります。 |
| 信託期間              | 無期限(2020年2月5日設定)                                                                                                                                                                                                                                                     |
| 繰上償還              | 以下の場合等には、信託期間を繰上げて償還となることがあります。<br>・受益権の口数が5万口を下回るようになった場合<br>・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき<br>なお、受益権を上場したすべての金融商品取引所において上場廃止となった場合、対象指数が廃止された場合、対象指数の計算方法その他の変更等に伴って委託会社または受託会社が必要と認めたこの信託約款の変更が書面決議により否決された場合は、原則として、ファンドを償還させます。  |
| 決算日               | 毎年5・11月の10日                                                                                                                                                                                                                                                          |
| 収益分配              | 年2回の決算時に分配を行います。<br>収益分配金は、原則として、毎決算後40日以内の委託会社の指定する日に、名義登録受益者(決算日において受益者名簿に名義登録されている受益者)があらかじめ指定する預金口座等に当該収益分配金を振込む方式等により支払われます。                                                                                                                                    |
| 追加信託の限度額          | 1兆円相当額                                                                                                                                                                                                                                                               |
| 公告                | 原則として、電子公告の方法により行い、ホームページ( <a href="https://www.am.mufg.jp/">https://www.am.mufg.jp/</a> )に掲載します。                                                                                                                                                                    |
| 運用報告書             | 投資信託及び投資法人に関する法律により、交付運用報告書および運用報告書(全体版)の作成・交付は行いません。運用内容については、販売会社または委託会社の照会先にてご確認ください。                                                                                                                                                                             |
| 課税関係              | 課税上は、特定株式投資信託として取扱われます。<br>特定株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA(少額投資非課税制度)」の適用対象となります。<br>ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象です。<br>販売会社により取扱いが異なる場合があります。くわしくは、販売会社にご確認ください。<br>配当控除および益金不算入制度の適用があります。                                                                     |

## ■ ファンドの費用・税金



### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

|                                              |        |             |                                 |
|----------------------------------------------|--------|-------------|---------------------------------|
| 取得時手数料                                       | 支払先    | 取得時手数料      | 対価として提供する役務の内容                  |
|                                              | 販売会社   | 販売会社が定める額   | ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、取得に関する事務手続等 |
| (取得される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。)      |        |             |                                 |
| 信託財産留保額                                      | ありません。 |             |                                 |
| 交換(買取り)時手数料                                  | 支払先    | 交換(買取り)時手数料 | 対価として提供する役務の内容                  |
|                                              | 販売会社   | 販売会社が定める額   | 交換(買取り)に関する事務手続等                |
| (交換(買取り)される販売会社により異なります。くわしくは、販売会社にご確認ください。) |        |             |                                 |

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |
|------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|--------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | 運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。<br>日々の純資産総額に対して、 <u>年率0.1375%(税抜 年率0.125%)以内</u> をかけた額<br><div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 5px auto;"> <math>1 \text{口あたりの信託報酬} = \text{保有期間中の平均基準価額} \times \text{信託報酬率} \times (\text{保有日数} / 365)</math> </div> ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。<br>各支払先への配分(税抜)は、次の通りです。 |        |        |
|                  | 支払先                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 委託会社   | 受託会社   |
|                  | 配分(税抜)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 0.097% | 0.028% |
|                  | ※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。<br>(有価証券の貸付の指図を行った場合)<br>有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。<br>その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。<br>この場合、ファンドの品貸料の55%(税抜 50%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。<br>委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は1:1の割合となります。<br>※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。                                                                                           |        |        |
|                  | <各支払先が運用管理費用(信託報酬)の対価として提供する役務の内容>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |        |        |
| 支払先              | 対価として提供する役務の内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |        |
| 委託会社             | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |        |        |
| 受託会社             | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |        |        |

|                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>その他の費用・手数料</p> | <p>以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・監査法人に支払われるファンドの監査費用</li> <li>・有価証券等の売買時に取引した証券会社等に支払われる手数料</li> <li>・有価証券等を海外で保管する場合、海外の保管機関に支払われる費用</li> <li>・その他信託事務の処理にかかる諸費用 等</li> </ul> <p>※上記の費用・手数料については、売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。</p> <p>上記のほか、以下の費用・手数料についてもファンドが負担します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・受益権の上場に係る費用(追加上場料(追加上場時の増加額に対して0.00825%(税抜 0.0075%))、年間上場料(毎年末の純資産総額に対して最大0.00825%(税抜 0.0075%))</li> <li>・対象指数についての商標(これに類する商標を含みます。)の使用料(信託財産の純資産総額に年率0.015%(上限)をかけた額)</li> </ul> |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用、受益権の上場に係る費用および対象指数についての商標の使用料は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎決算時または償還時にファンドから支払われます。

※上記の費用(手数料等)については、取得金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

※取得申込者が対象指数に採用されている銘柄の株式の発行会社またはその子会社(発行会社等)である場合には、取得申込みに係る有価証券のうち当該発行会社等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額については、金銭をもって取得申込みを行うものとします。この場合、当該発行会社の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。

※配当落ち銘柄等の株式の個別銘柄時価総額に相当する金額について金銭をもって取得申込みを行う場合、配当落ち銘柄等の株式を信託財産において取得するために必要な経費に相当する金額として委託会社が定める金額をご負担いただくことがあります。



## 税金

税金は以下の表に記載の時期に適用されます。この表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期        | 項目        | 税金                                        |
|-----------|-----------|-------------------------------------------|
| 分配時       | 所得税および地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%             |
| 売却時および交換時 | 所得税および地方税 | 譲渡所得として課税<br>売却益および交換時の差益(譲渡益)に対して20.315% |

※上記は2024年11月末現在のものです。

※「NISA(少額投資非課税制度)」をご利用の場合

NISAは、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託やETFなどから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し(ETFの配当金の受取方法については、「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。)、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。くわしくは、販売会社にお問合わせください。

※分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認されることをお勧めします。



目論見書を読み解くガイド

[https://www.am.mufg.jp/basic/first\\_time/faqpoint/index.html](https://www.am.mufg.jp/basic/first_time/faqpoint/index.html)